

産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託 仕様書

本仕様書は、奈良市立一条高等学校（以下「発注者」という。）から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分業務（以下「処理業務」という。）委託の内容及びその他必要事項を示すとともに、業務委託にかかる条件等について定めるものである。

1 業務委託

- (1) 件名 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託
- (2) 期間 令和6年6月10日から令和7年3月31日まで

2 排出事業場

奈良市立一条高等学校 奈良市法華寺町1351番地

3 業務内容

- (1) 受注者は、一条高等学校から発生する産業廃棄物を関係法令等遵守のうえ、適正に収集運搬及び処分を行う。
- (2) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に処理業務を他人に委託する必要がある場合、受注者は、書面による発注者の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、処理業務を再委託することができる。この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注者の責任において解除しなければならない。
- (3) 受注者は、産業廃棄物の収集・運搬の際、一条高等学校の敷地に入って作業をする場合、生徒の安全を十分に確保するとともに学校施設や敷地などの財産に損害を与えないように留意すること。業務の実施にあたり、従事者の故意又は過失により建物、器具、備品等を破損又は亡失したときは、受注者がその損害を賠償すること。また、従事者の災害及び事故発生に伴う従事者の措置は、受注者が全責任を負うものであることとし、産業廃棄物の飛散等の防止にも努めること。
- (4) 受注者は、産業廃棄物の収集運搬業務の際に「道路占用許可」「道路使用許可」が必要な場合、受注者で申請すること。業務実施中であっても、他の車両等の通行の妨げになるような駐車等は行わないこと。
- (5) 産業廃棄物の処理業務について、コンテナ車を学校の指定する位置に設置し、収集するものとする。コンテナ車の台数について、1回の設置につき最大3台までとし、その都度学校と調整すること。コンテナ車の産業廃棄物がいっぱいになり次第、受注者へ連絡し、収集後新たなコンテナ車を設置すること。

- (6) 受注者は、産業廃棄物の処理業務を実施するに当たり発注者側の担当職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

4 廃棄物の種類

- (1) 廃プラスチック類（ペットボトル、容器包装プラスチック等）
- (2) 金属くず（アルミ・スチール缶等）
- (3) ガラス・コンクリート、陶磁器くず（ビン、茶碗、ブロック等）
- (4) ゴムくず（輪ゴム等）
- (5) 紙くず

5 排出予定数量及び収集回数

コンテナ車（8 m³）×35回／契約期間内

※ただし、あくまでも見込量であり、変動することがある。

6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- (1) 発注者及び受注者は上記4の産業廃棄物の収集運搬及び処分につき、産業廃棄物の種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行う。
- (2) マニフェストは業務委託料に含み、受注者が発注者に必要事項を記載し必要量提供する。
- (3) 本業務に関する排出事業者が電子マニフェストに未加入であるため、報告書については従来どおりとする。また、収集した廃棄物の内で処分方法が異なる場合は、処分方法に応じた数量がわかるように報告すること。

7 責任

(1) 受注者

受注者は、奈良市から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、関係法令に基づき適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が奈良市の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負うものとする。

(2) 発注者

発注者は、委託契約する産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、以下の情報を予め受注者に提供するほか、適宜または、受注者との協議により必要な情報を受注者に提供する。

また、発注者は排出する産業廃棄物に関する情報に変更が生じた場合にも、受注者に対して情報を提供する。

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|-----|
| 産業廃棄物の発生工程 | 業務 |
| 産業廃棄物の性状及び荷姿 | 固形状 |
| 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 | なし |
| 混合等により生ずる支障 | なし |
| 石綿含有産業廃棄物の有無 | なし |
| その他取扱いの注意事項 | なし |

8 業務遂行注意事項

作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めるよう注意しなければならない。

9 代金の請求等

処理代金は、毎月の処理量に契約単価を乗じて算出し、奈良市の指定する方法により請求すること。（1円未満の端数は切り捨て）

10 特記事項

- (1) 本業務における産業廃棄物税については、委託料に含めるものとし、受注者において申告納付するものとする。
- (2) その他、本件について疑義が生じたものについては、協議により定めることとする。